第

4489 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2012年)$ 平成24年 5月 23日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

⇒ 労働保険料の損金算入時期

Q:労働保険料はいつの損金に算入されるのですか?

A:労働保険料の損金算入時期は、次のようになっています。

【解説】

労働保険は、まず概算保険料を払い、確定 保険料が決まった段階で過不足額を納付、充 当又は還付ということになります。

保険料の損金算入時期は、次のようになっています。

①概算保険料

概算保険料の額のうち、被保険者が負担すべき部分の金額は立替金等とし、その他の部分の金額は労働保険の申告書を提出した日又はこれを納付した日の属する事業年度の損金の額に算入します。

②確定保険料に係る不足額

概算保険料の額が確定保険料の額に満たない場合のその不足額のうちその法人が負担すべき部分の金額は、労働保険料の申告書を提出した日又はこれを納付した日の属する事業年度の損金の額に算入します。ただし、その事業年度終了の日以前に終了した年度に係る確定保険料について生じた不足額は、その申告書の提出前であっても、これを未払金に計上することができることとなっています。

③確定保険料に係る超過額

概算保険料の額が確定保険料の額を超える場合のその超える部分のうちその法人が負担した金額は、労働保険の申告書を提出した日の属する事業年度の益金の額に算入します。







